

新 認知症の人と家族への一体的支援の推進

- ◆ 認知症の人とその家族には、これまでそれぞれ個別の支援の充実が図られている一方、ヨーロッパ諸国で実践・展開され有効性が示されている「ミーティングセンター・サポートプログラム」のように、認知症の人と家族を一体的に支援し関係調整を図ることの重要性も明らかになっている。
- ◆ 令和2年度老健事業のモデル事業を踏まえれば、地域の実情に応じた方法により、認知症の人、家族ともに参加する場で、互いの思いを共有し、関係調整を行う「一体的支援」を行うことが、家族の介護負担感や本人の意欲向上、良好な家族関係の維持にとって有効である可能性が示唆されている。
- ◆ そのため、新たに市町村の実施する認知症の人と家族への一体的支援事業を認知症地域支援推進員の役割の一つに位置づけ、地域支援事業交付金の対象とし、認知症の人と家族の関係調整を図ることで、家族の介護負担を軽減し、認知症の人の在宅生活の安定を推進する。

【予算項目】(項) 高齢者日常生活支援等推進費 (目) 地域支援事業交付金 (認知症総合支援事業) 【実施主体】市町村
【負担割合】国 38.5/100 都道府県 19.25/100 市町村 19.25/100 1号保険料 23/100

認知症の人と家族への一体的支援事業



*(参考) ミーティングセンター・サポートプログラムとは

在宅における認知症ケアのサポートの分断を解消することを目的として、1993年にオランダでモデル事業（2ヶ所）として始まった。その実践の有用性が確認され、オランダ国内（144ヶ所）外にまで広がっている。ミーティングセンターの柱は、「認知症の人のプログラム（ソーシャルクラブ）」「家族介護者のミーティング」「両者のコンサルティングと社会活動」である。

新 地域における認知症施策の底上げ・充実のための重点支援事業

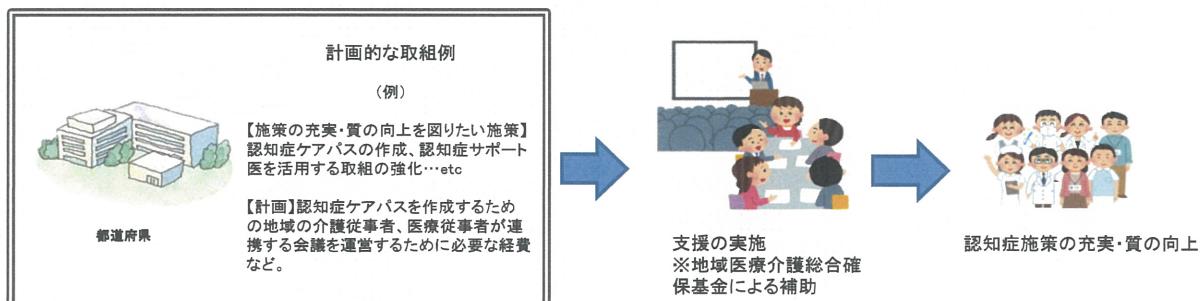
- ◆ 認知症施策推進大綱において、認知症の人が、認知症の容態の変化に応じたすべての期間を通じて本人主体の医療・介護を受けることができるよう、医療・介護等の質の向上を図るとされているが、初期集中支援チームの取組や認知症ケアパスの策定状況、認知症ケアに関する各種研修の実施状況については、地域で格差が生じているところ。
- ◆ そのため、各地域の認知症施策の充実・質の向上を図る観点から、各都道府県において計画的に認知症施策の充実・質の向上の取組を図る場合に必要な経費に充当できる柔軟なメニュー事業を地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）に創設する。

【支援メニューの例】(複数のメニューの組み合わせ可)

- (例) ① 認知症ケアパス作成のための地域の介護・医療従事者等の関係者が連携する協議会の設置
② 認知症カフェの設置促進・効果的な活用のための認知症地域支援推進員等への各種研修の実施
③ 認知症ケアの質的向上に向けた研修の拡充を実施するために必要な経費の支援

など

【予算項目】(項) 介護保険制度運営推進費 (目) 医療介護提供体制改革推進交付金 【実施主体】都道府県 【補助率】2／3



「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)新旧対照表(案)(抜粋)

改正後(新)	改正前(旧)
別紙 地域支援事業実施要綱 1~6 (略) 別記1・2 (略)	別紙 地域支援事業実施要綱 1~6 (略) 別記1・2 (略)
別記3 包括的支援事業(社会保障充実分) 1・2 (略) 3 認知症総合支援事業(法第115条の45第2項第6号) (1) (略) (2) 認知症地域支援・ケア向上事業 ア・イ (略) ウ 事業内容 (ア) (略) (イ) 推進員の業務内容 以下のa及びbを実施するとともに、地域の実情に応じて、cも実施するものとする。 a・b (略) c 以下の①から⑥までの事業実施に関する企画及び調整 ①~⑤ (略) ⑥ 認知症の人と家族への一体的支援事業 <u>認知症の人とその家族が、より良い関係性を保つつつ、希望する在宅生活を継続できるよう、公共スペースや既存施設等を活用して本人と家族が共に活動する時間と場所を設け、本人支援、家族支援及び一体的支援からなる一連のプログラムを実施することにより、本人の意欲向上及び家族の介護負担感の軽減と、家族関係の再構築等を図る。</u>	別記3 包括的支援事業(社会保障充実分) 1・2 (略) 3 認知症総合支援事業(法第115条の45第2項第6号) (1) (略) (2) 認知症地域支援・ケア向上事業 ア・イ (略) ウ 事業内容 (ア) (略) (イ) 推進員の業務内容 以下のa及びbを実施するとともに、地域の実情に応じて、cも実施するものとする。 a・b (略) c 以下の①から⑤までの事業実施に関する企画及び調整 ①~⑤ (略) <u>(新設)</u>
工 留意事項 (ア)~(ケ) (略) (コ) ウ(イ)c⑥の認知症と家族に対する一体的支援事業を実施するにあたっては、 ・ ファシリテーター(推進員や専門職等)を確保すること。	工 留意事項 (ア)~(ケ) (略) <u>(新設)</u>

改正後（新）	改正前（旧）
<ul style="list-style-type: none">・ 認知症の人とその家族等（親族に限らない）を一組として、複数家族を対象とすること。・ 開催は月に一、二回程度とし、開催の情報について運営主体がホームページ等で事前に周知を行うこと。・ 推進員を通じて、運営主体から開催回数、参加者等の実績の報告を求めるとともに、利用者の家族を通じた満足度調査又はDBD13（認知症行動障害尺度：Dementia Behavior Scale）などを実施してもらったうえで、事業の効果についても併せて報告を求めるこ。	